

# 2023年度 あいち耐震改修 N倍プロジェクト

## 「あいち耐震改修推進事業者制度」追加/登録事業者募集のご案内

～耐震改修に意欲的な事業者の皆さんを支援・市町村名簿配布～



(公社) 愛知県建築士事務所協会

〒460-0003

名古屋市中区錦一丁目18番24号いちご伏見ビル5F

電話 052-201-0500・FAX 052-201-0508

愛知県建築物地震対策推進協議会

愛知県建設団体協議会(愛知建連・全建愛知・愛知建築)

今回、愛知県建築物地震対策推進協議会（県・市町村・建築関係団体により構成）では「あいち耐震改修推進事業者制度」を創設しました。

本制度は、愛知県内で耐震改修に積極的に取り組む事業者のリストを消費者（住宅所有者）の方へ提供し、また、当該事業者に行行政と連携して耐震改修事業を進めていることがわかるツールを提供するもので、本組合にとっても会員の皆さまの仕事確保につながる取組みとなります。

この制度のモデルとなった高知県では、木造住宅の耐震改修に係る設計者・施工者の連携を後押しし、これに携わる事業者のリストを公表して、周知を図ることにより、各事業者の耐震改修工事件数が大幅に増加しており耐震改修事業がひとつの大きなビジネスとなっています。事業者としての地位確保に向けて、積極的に「施工事業者」に申込みいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



あいち耐震改修 N倍プロジェクト って…? ⇒ 県・市町村及び建築関係団体が一体となって、耐震改修戸数N倍化の実現を目指し取り組んでいるプロジェクト

### 登録要綱

1. 情報提供内容（耐震改修のできる事業者紹介、一般県民への積極的な周知を図る）

- (1) 愛知県建築物地震対策推進協議会のホームページに事業者リストを掲載
- (2) 市町村別に市民が閲覧できるよう協議会から「市町村」に情報提供されます。

2. 登録趣旨

- (1) 施工事業所は、設計事務所と連携して耐震改修工事を適切に進められること。
- (2) 耐震改修事業に意欲的で、積極的に「耐震改修助成」を活用し工事を推進すること。



3. 登録要件

- (1) 愛知県建築士事務所協会の会員であること。
- (2) 愛知県建築物地震対策協議会が主催する「耐震改修推進講習会」に過去2年間に受講した、若しくは今年度受講すること。
- (3) 自社の建築設計事務所、または、連携設計事務所にあつては、愛知県木造住宅耐震診断員が所属し、建築士事務所登録を受けていること。

4. 登録方法

「あいち耐震改修推進事業者」（N倍プロジェクト）登録申請書を記入のうえ、協会事務局へ10月20日までに提出してください。（登録料無料）

5. あいち耐震改修N倍プロジェクト・登録事業者のみ利用できる支援ツールの提供（別紙参照）

耐震改修工事PRのぼり旗（旗地のみ）貸出（耐震改修助成・市町村利用の工事時に現場活用）他

※お問合せ先 担当 愛知県建築士事務所協会 永峯 電話 052-201-0500・FAX 052-201-0508

**あいち耐震改修N倍プロジェクト**

**「あいち耐震改修推進事業者」・登録事業者のみ利用できる支援ツール**

(1)あいち耐震改修N倍プロジェクトロゴ



(2)あいち耐震改修N倍プロジェクト  
キャラクター



(3)あいち耐震改修推進事業者ロゴ



(4)あいち耐震改修N倍プロジェクト  
名刺フォーマット

《フォーマット》 ※汎用フォント部分は各自で変更可能  
事業者マーク有

(5)あいち耐震改修N倍プロジェクト  
市町村耐震改修助成事業利用・  
耐震改修工事PRのぼり旗（旗地のみ）  
（補助金利用時・市町村から配布）



あいち耐震改修  
N倍プロジェクト

あいち  
耐震改修推進事業者

小塚ゴR 10pt □□□□□□□□

小塚ゴR 12pt □□ □□□

〒000-0000

小塚ゴR 7pt □□□□□□□□□□□□□□

TEL/000-000-0000 FAX 000-000-0000

E-Mail/

N倍プロジェクト

耐震改修まかせなさい!

ほおーサイ3きょうだい

住宅の耐震改修に**補助金**があります。

耐震診断

**無料**

(木造住宅の場合)

耐震設計

**最大** □□ 万円

(耐震改修工事費の□□%を補助)

耐震改修

※市町村によって条件が異なる場合があります。

## 「あいち耐震改修推進事業者」制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県建築物地震対策推進協議会（以下、「推進協議会」という。）において、旧耐震基準の木造住宅の耐震改修を促進することを目的とし、耐震改修に意欲的で技術力を有する事業者を広く一般に周知し、支援するために必要な事項を定めたものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 事業者とは、耐震改修における設計者又は耐震改修の工事を行う施工者をいう。
- (2) 構成団体とは、推進協議会の会員（地方公共団体を除く）をいう。

(構成団体によるリストの作成)

第3条 構成団体は、耐震改修に意欲的で技術力を有する事業者の要件基準を策定し、その要件基準に合致する事業者（以下、「耐震改修推進事業者」という。）を取りまとめ、リストを作成する。

(推進協議会による周知等)

第4条 推進協議会は、前条により構成団体が作成したリストの提供を受け、当該リストを「あいち耐震改修推進事業者」として、ホームページに掲載するとともに、これを市町村へ送付し、市町村は、耐震改修に関する相談等の機会を捉え、一般県民への積極的な周知を図るものとする。

- 2 「あいち耐震改修推進事業者」のリストの有効期限は、構成団体が推進協議会に提供した後1年以内とする。

(推進協議会による支援)

第5条 推進協議会は、別に定める耐震改修推進を支援するツールを構成団体に提供するものとし、構成団体は、提供されたツールを耐震改修推進事業者に使用させることができる。

(事業者リストの管理)

第6条 構成団体は、耐震改修推進事業者のリストについて、適切に更新等を行うとともに、内容に変更が生じた場合は、速やかに変更したリストを推進協議会に提供するものとする。

(協議)

第7条 本要綱に定めのない事項については、推進協議会が別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成30年5月23日から施行する。

## ○耐震改修推進を支援するツール

ここでは、あいち耐震改修推進事業者制度要綱（以下、「要綱」という。）第5条に掲げる「耐震改修推進を支援するツール」（以下「支援ツール」という。）の利用方法等について定める。

(利用目的)

第1 支援ツールについては、いずれも耐震改修の推進を目的とした使用に限って利用を認める。

(ツールの種類)

第2 支援ツールは次の各号に掲げるものとする。

- (1) あいち耐震改修N倍プロジェクトロゴ
- (2) あいち耐震改修N倍プロジェクトキャラクター
- (3) あいち耐震改修推進事業者ロゴ
- (4) あいち耐震改修N倍プロジェクト名刺フォーマット
- (5) あいち耐震改修N倍プロジェクト耐震改修工事PRのぼり旗（旗地のみ）

(見本)

第3 第2各号に定める支援ツールの見本は別紙による。

(利用方法)

第4 支援ツールの利用方法は次の各号に定める。

- (1) 第2(1)～(4)に掲げる支援ツールは、愛知県建築物地震対策推進協議会（以下、「推進協議会」という。）から構成団体（地方公共団体を除く推進協議会の会員）へデータの提供をする。
- (2) 構成団体に提供するデータ形式は以下とする。
  - ア. (1)、(2)、(3) Illustrator形式 又は jpeg形式
  - イ. (4) Illustrator形式 又は Word形式
- (3) 第2(5)に掲げる支援ツール（以下、「のぼり旗」という。）については、市町村の補助を受けて耐震改修工事を行う際に、工事現場にこれを掲げ、地域住民等への周知を図るものとし、利用に際しては、その都度、構成団体から事業者に対し、これを提供する。

「あいち耐震改修推進事業者」登録申請書(建築士事務所) (様式例)

登録団体名:公益社団法人 愛知県建築士事務所協会

※該当する箇所をすべてご記入して下さい

申請日	令和 年 月 日	所属支部	支部	※整理番号	
				※エリアNo.	
登録設計事業者	事業者名	氏名		代表者	
				管理建築士	
		会員番号		No.	
	所在地	〒 _____ 愛知県			
	電話番号	( ) -	FAX番号	( ) -	
	ホームページアドレス				
	Eメール				
担当	所属		担当者名		
建築士事務所登録	( ) 建築士事務所 愛知県知事登録 ( - ) 第 号				

連携施工事業者	施工事業者 依頼先区分	<input type="checkbox"/> 自社 (施工事業者併設) <input type="checkbox"/> 連携 (外部) 施工事業者			※該当する項目にレ印を付ける。
	自社所及び連携 施工事業者名		施工事業者 代表者名		
	所在地	〒 _____ 愛知県			
	電話番号	( ) -	FAX番号	( ( ) ) -	

市町村耐震改修 補助金利用実績件数	過去実績累計件数	件	直近 (令和4年度分) 件数	件
耐震改修に係る 講習会受講有無	<input type="checkbox"/> 安価な耐震改修工法講習会 <input type="checkbox"/> 耐震化アドバイザー養成講座 (※社内に、記載講習会に受講済者がいる場合は、該当講習会にレ印を付ける)			
取り扱い構造区分	<input type="checkbox"/> 木構造 <input type="checkbox"/> RC構造 <input type="checkbox"/> S構造 <input type="checkbox"/> SRC構造 (※該当する項目にレ印を付ける)			
精密診断法による耐震診断	(一財)日本建築防災協会による「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」の精密診断法による耐震診断は対応していますか。			<input type="checkbox"/> 対応可
耐震安価工法取組	安価な耐震改修工法講習会・減災協「木造住宅低コスト耐震補強の手引」を活用し耐震改修を行っていますか。		<input type="checkbox"/> 活用している <input type="checkbox"/> 活用していない <input type="checkbox"/> 低コスト耐震補強の手引きを知らない	
得意分野 (設計)	<input checked="" type="checkbox"/> 安価な耐震工法 <input type="checkbox"/> バリアフリー <input type="checkbox"/> 省エネ			※該当する項目に、1つ 選りレ印を付ける。
自社コメントPR (※30文字以内で記載)				
その他、保有資格や コンペ入賞等				

【提出期日及び送信先】 2023年11月20(月)日までに(公社)愛知県建築士事務所協会所属支部へ【メール送信】してください。

公益社団法人愛知県建築士事務所協会

〒460-0003名古屋市中区錦1-18-24 いちご伏見ビル5F  
TEL 052-201-0500/FAX 052-201-0508